

令和元年度第2回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 令和元年11月21日(木) 午後2時～4時
- 2 開催場所 春日井市役所4階 第3委員会室
- 3 出席者

【会長】

向 文緒 (中部大学)

【職務代理者】

水野 幸樹 (春日苑障がい者生活支援センター)

【委員】

田代 波広 (尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)

市川 潔 (春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会)

浅野 京子 (春日井こども発達支援センターてくてく)

角田 玉青 (春日井保健所)

梶村 明 (春日台特別支援学校)

穂迫 順一 (春日井小学校、春日井市特別支援教育研究会)

飯塚 美由紀 (春日井公共職業安定所)

河野 まゆみ (春日井市手をつなぐ育成会)

菅井 勉 (春日井地域精神障害者家族会むつみ会)

吉田 美幸 (春日井市社会福祉協議会)

梅田 由枝 (春日井市地域包括支援センター柏原)

加藤 久佳 (民生委員)

【障がい者生活支援センター】(オブザーバー)

望月 太郎 (基幹相談支援センターしゃきょう)

住岡 亜美 (障がい者生活支援センターあつとわん)

本多 雄吉 (春日苑障がい者生活支援センター)

日景 龍子 (障がい者生活支援センターかすがい)

佐藤 優子 (障がい者生活支援センターJHNまある)

【傍聴】 9名

【事務局】

- 山口 剛典（健康福祉部長）
- 中山 一徳（障がい福祉課長）
- 清水 栄司（障がい福祉課長補佐）
- 梶原 綾（障がい福祉課障がい福祉担当主査）
- 鈴木 亜也子（障がい福祉課認定給付担当主査）
- 寺尾 浩孝（障がい福祉課主任）
- 五明 篤司（基幹相談支援センターしゃきょう管理者）
- 板津 和貴（基幹相談支援センターしゃきょう相談員）

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) その他

5 会議資料

- (1) 障がい者生活支援センター集計
- (2) 相談支援事業所 相談に関する報告
- (3) 基幹相談支援センターの報告
- (4) 障がい者生活支援センター連絡会の報告
- (5) 当事者団体連絡会の報告
- (6) 相談支援連携部会の報告
- (7) 運営会議の報告
- (8) 医療的ケアを必要とする方に関する実態調査結果
- (9) 障がい者虐待の通報・届出状況について

6 議事内容

議事に先立ち、部長あいさつを行った。また、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

（春日苑障がい者生活支援センター 本多相談員）資料1、資料2に基づき報告

（障がい者生活支援センターかすがい 日景相談員）資料1、資料2に基づき報告

（障がい者生活支援センターJHNまある 佐藤相談員）資料1、資料2に基づき報告

(障がい者生活支援センターあつとわん 住岡相談員) 資料1、資料2に基づき報告

(基幹相談支援センターしゃきょう 望月相談員) 資料1、資料2に基づき報告

(向会長) 田代委員から事前にいただいたご意見を紹介します。春日苑障がい者生活支援センターの報告について、「移動支援での2人対応、日中一時支援として事業所への入浴、実費等になると思うが、高齢者施設等への入浴依頼を検討してみてもどうか」というご意見がありました。実際どのように検討したか、回答をお願いします。

(春日苑障がい者生活支援センター 本多相談員) 日中一時支援や短期入所、移動支援について検討しましたが、支給の対象外や送迎の関係、本人の希望に添えないなどでサービスに繋がりませんでした。高齢者施設についても、ケアマネージャーと連携して探しましたが、該当する事業所がなくサービスに繋がりませんでした。

(向会長) 入浴のみのサービス希望に対し、委員の皆様の経験から助言を伺いたいと思います。

(河野委員) 福祉サービスにないサービスを利用すれば解決するのではないかと思います。入浴ができればいいのか、周囲から見てもう少し支援の輪を広げてあげた方がいいのか。ご報告の中で、福祉サービスでは足りないところがあるという意見が出てくることを期待します。日中一時支援という話が出ましたが、ピンポイントの利用では事業所は受けられないのではないかと思います。介護保険のデイサービスで、半日利用を実施している事業所があると聞いたことがあります。情報を共有することで探すことができることもあると思います。

(向会長) 部分的にサービスを利用したいというご希望もあると思います。介護保険の領域でも同じことがあると思いますが、梅田委員からご意見を伺います。

(梅田委員) 介護保険において、半日や短時間のデイサービスも増えてきていて、利用者に合わせて短時間だが入浴ができる事業所も、数は少ないですが存在します。また、人員配置の面で余裕があれば、本来1日単位でサービスを提供している事業所が、途中で切り上げて送迎してくれる事業所もあります。ただし、人材不足という点は介護保険でもあり、柔軟な対応ができていた事業所でも、人手不足で難しくなったり、小規模で柔軟に対応していたデイサービスが事業所を閉じたりといった事態も起こっています。本人が求める時間で提供されるスポット的なサービスは必要だと思いますが、本人の要望と一致するところがなかなか見つからないことが現実としてあるのかなと思いました。

(向会長) 引き続き、河野委員から事前にいただいたご質問を紹介します。「地域資源の

活用検討できる協力体制づくりが必要」とあるが、協力体制とは、何と何が協力することか」というご質問ですが、春日苑障がい者生活支援センターから回答をお願いします。

(春日苑障がい者生活支援センター 本多相談員) 自立支援協議会からの意見や、介護保険の関係機関や医療機関、民生委員の方など、いろいろな機関と協力して、情報共有や意見が出ることに繋がればと思いました。

(河野委員) 関係作りという言葉がありますが、何か月かに1回などの連絡会のような形が必要だと支援センター連絡会が思っているのであれば、進めていけばいいと思います。

たくさんこういう言葉が並ぶということは必要なことだと思います。

(向会長) 市としては自立支援協議会のもとに支援センター連絡会をもち、支援センター間で情報共有や情報交換ができる体制にはなっていると思いますが、もしかしたら細かい事例について検討できる体制がまだ不足していると感じているのでしょうか、春日苑障がい者生活支援センターから回答をお願いします。

(春日苑障がい者生活支援センター 本多相談員) 細かい事例について話す機会が少ないと思います。相談支援連携部会全体会や支援センター連絡会がありますが、それ以上に細かいものがあるといいと思いい見を出させていただきました。

(向会長) 引き続き、障がい者生活支援センターかすがいの報告についての協議に入ります。河野委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。資料2の報告について、「3行目「自殺企図」とは?」「4行目後半「判断」は、だれが何を判断できないのか?」「6行目「夫から本人へ連絡がつかない」時、学校にSOSを出すのは夫なのか?」「現在のこの事例は、どのような状態か?」「福祉サービス利用は感じられないが、現状と必要性はどうか?」というご意見・ご質問ですが、障がい者生活支援センターかすがいから回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターかすがい 日景相談員) 自殺企図というのは、不安になってくると自分はこの世の中にいない方がいい、死んでしまいたいなどといった気持ちがふつふつとわいてきて、実際に行動を起こしてしまうことをいいます。この事例については、障がい者生活支援センターかすがいに定期的に連絡があったり、訪問した時に話を聞いていました。入院治療の判断は主治医が行うのですが、本人も夫も入院に対して積極的ではないことから同意が得られず、主治医が判断できないでいます。家族の同意で進めたいのですが夫が入院治療に対して積極的でないところから医療保護入院に至っていません。SOSにつきましては、夫が本人の調子が悪いと思って出勤したあと、家に連

絡をするも繋がらない時に、家の鍵を持っている子どもを家に帰してほしいと夫が学校へ連絡をすることです。安全面の観点から子どもだけを帰宅させるわけにはいかないため、学校の先生が同行し、また障がい者生活支援センターかすがいいにも連絡が入り一緒に訪問しています。周りが協力することにより、何とか生活できていますが、その方法が本当にいいのか疑問に思っています。

(向会長) 資料2の地域課題の中で「治療や支援などに拒否がある方に対して、家族や支援者の理解を促し」とあります。ご家族にご理解していただくにはご家族への心理教育的な部分になると思いますが、このことについて春日井保健所から、また似たようなケースを学校で経験されていれば学校の立場からのご意見を伺いたいと思います。

(角田委員) このケースのキーパーソンである夫が、これから先、ご自分の家族の問題として、どうしていくのかということを実際に考えていただかないと、このケースの変化のきっかけが見つからないと思います。周りの方の善意での協力で何とかなっているというのが実態で、夫としては目の前の問題として向き合うモチベーションがないのではないかと。これは好し悪しありますが、ある局面で夫に困ってもらうことも必要なのかと思います。夫が困ったときに相談にのることが支援者の役割だと思います。しかし、ことが自殺ということで緊急性があり、筋論とは違い、現場の方は悩まれるため難しいことだと思います。

(穂迫委員) 子どもに確認させたいという夫の気持ちは分かりますが、子どもには教育を受ける権利があります。また、学校側として一人で帰らせることはできないため、職員が一人とられることになり、学校にいる子どもたちが犠牲になります。学校としては、緊急性があり命に関わるからということで対応していると思いますが、本来なら別の方法を考える必要があると思います。例えば、行政が動く、また地域でみてもらうなど、子どもが被害を受ける状況がないようにしていかなくてはならないと思います。

(杉村委員) 特別支援学校の場合は、地域支援コーディネーターがいます。後々児童相談センターなどに繋がせていただく役割で地域支援コーディネーターに間に入ってまいります。その後、学校としては経過を追い、子どもを通じて状況を確認した上で関係機関と連絡を取り合いながら行っているのが現状です。

(向会長) 引き続き、障がい者生活支援センターJHNまあるの報告についての協議に入ります。河野委員から事前にいただいたご質問を紹介します。資料2の報告について、「具体的に情報交換などの機会を作る予定はあるか？」というご質問ですが、こちらについても介護保険領域と障がい福祉領域での連携が課題になると思いますが、現状について地域

包括支援センターの梅田委員から報告いただきたいと思います。

(梅田委員) 高齢者の親と障がいを持った子どもが暮らしている世帯は、問題を抱えている世帯であるにも関わらず相談に繋がっていないところがあります。支援に入ったところ、高齢の保護者がすぐに亡くなり、障がいを抱えた子どもが一人で生活できないといった局面に遭遇したことがあります。すぐに障がい者生活支援センターに連絡し、その子どもをどうするかということ話し合いました。急遽の支援になると、障がいがある子どもにとっても負担になると思うため、事前に予防的に関わりを持つことが重要になると思っています。そのため、介入した時に一緒に暮らしている子どもに障がいがあった場合、問題が発生していなくても障がい者生活支援センターに連絡をして、一緒に連携していけるような体制を作るよう心掛けています。その取り組みを双方のセンターが行うことにより、予防的に関わっていけるのではないかと思います。

(向会長) 代理受診の方を本人受診に繋げるためにどのようにしていけばいいか、春日井保健所の角田委員からご意見をいただきたいと思います。

(角田委員) 代理受診について、ご本人がある程度薬を服用し安定するのであればやむを得ずそういう対応をしているご家族もあるかと思います。ただし、それを無限に続けることは難しく、保護者も高齢になりお亡くなりになることがノーマルなことです。梅田委員からお話があったように、予防的にどうするかが大事だと思います。今月、春日井保健所で精神障がい者の方をご家族にもつ方を対象とした家族教室を行いました。「転ばぬ先の制度利用、親亡き後の家族支援について」というタイトルで多数のご家族の方にご参加いただき、お話を聞いていただきました。その中のポイントとして、親御さんが元気なうちに、ご本人に他人に頼る練習をしてもらうことが一番大切だということあげられました。福祉的なサービスの利用、訪問看護のような医療のサービスもあります。中にはサービス利用を拒否される方もいらっしゃいますが、その場合には親御さんが支援者の方に継続的に相談をすることが大事であり、相談を続けながらご本人への働きかけをどうするか工夫を積み重ねていきましょう、というような親御さん向けのメッセージがありました。今回事例としてあがったように、困ってしまってからどうしたらいいかというのは、システムティックな対応は難しいと思います。出来ないからみんなが困るので、その前にどうしたらいいかということだと思います。保護者もこれまで福祉を利用するという事に慣れていない方もいると思いますが、やはりそういうケースを捕捉したら保護者に親亡き後ということを実際に考えていただきつつ、福祉サービスの利用についておすすめてしてい

ただけたらと思います。ただこの場で皆さんに考えていただきたいのは、例えばサービスのニーズが生まれたときに、潜在しているケース数が相当数あると思うので、その潜在的なニーズが顕在化した時に、サービスを支給する側が耐えられるかどうかという問題があります。それはまさに春日井地域の福祉のサービス提供体制がどうかということに関わることだと思います。今後そのような視点からも意見交換、ご検討いただきたいと思います。

(向会長) サービスのニーズに見合った供給量が担保できるかというところまでを含めてご意見をいただきました。引き続き、障がい者生活支援センターあっとわんの報告についての協議に入ります。田代委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。資料2の報告について、「親としては、「困ったとき」はじめて相談をするのだと思います。特に体も大きくなり親だけでは難しくなる年齢になると、多いような気がします。本人も既に誤学習をしており、そこから修正していくことはかなりのエネルギーを要することであり、アドバイスがあっても親としてはなかなか難しい問題となります。予防する取り組み、客観的に考える仕組みとはどのようなものがあると効果的だと思われませんか？」というご意見・ご質問です。保護者が早期から相談して学べる場が必要だと思いますが、この件について春日井こども発達支援センターてくてくの浅野委員からご意見をいただきたいと思っています。

(浅野委員) 春日井こども発達支援センターてくてくにおいては、学ぶ場の提供ということで、年間を通じた講座を企画し、実施しています。その中で保護者が障がいについての知識を持つことや、実際の子育てをどのようにしていったらいいか具体的なお話をさせていただいています。学ぶ場を提供するというより予防的にということと、早い時期に保護者に子どもの発達状況を受け止めていただき、幼児期のうちから子どもを育てていく覚悟や、今後、もしかすると大変なことがあるかもしれないということ一度受け止めていただくという作業を行う必要があるのではないかと考えています。療育の場においても、受け止めるといった作業を、職域間で役割をつけて、保育士は保護者の思いを受け止める、医療専門職は子どもの現状を保護者にお伝えするという役割の中で保護者に子どもの状況を受けとめていただけると、その後、保護者が変わっていく様子を見ていて、子どもが変わっていく姿があるので、早い時期に保護者へ関わることの大事さを感じています。

(向会長) 河野委員から「親の学びの場」について、親自身はどう感じているのか？サービス任せが多いように感じるが。」とご意見、ご質問がありますが、障がい者生活支援センターあっとわんから回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターあつとわん住岡相談員) 障がい者生活支援センターあつとわんでも「スペシャルキッズの会」といって年間の予定をたてて保護者向けに講座を行っています。保護者がキャッチして参加するという場なので、こちらが発信をしてもキャッチできなかったり、講座だと個別性のある内容ではないため、個別性のある内容があったりするといいいのかと思います。児童発達支援事業の中には親子通所というものがあり、利用されている方は日々親子で通うため子どもとの関わり方などをスタッフと相談できますが、学齢期に利用する放課後等デイサービスは単独通所になるため、事業所と保護者との連携や事業所での上手くいった対応などの共有がどこまでできているのか不明な部分があり、学齢期になってからもそういう場所があるといいと思います。

(向会長) 長い時間保護者と関わる時間が少ない場合は、その環境を作っていくというところから始めないといけないことになると思います。保護者が学ぶ先の一つとしては学校も保護者指導をしていると思いますが、保護者へ行っていることや個別に行っていることがあればご紹介いただきたいと思います。

(杉村委員) 本校の場合、「あゆみ相談」というものがあります。地域支援コーディネーターという役割を持っている職員がいるので、学校の先生からでも保護者の方からでも、本校に入学していれば相談に伺っています。今回の例ですと「重度の知的障がいのある中学生が、家の中で暴れて大変。」「自閉スペクトラム症と診断されている小学生が、学校に行けていない。」ということで、学校に通うためにはどうしたらいいのかというところから保護者の方にお話を伺います。保護者や通っている学校で困っているというお話があれば動きやすく、地域支援コーディネーターは出かけさせていただきます。ケース会議等も開催させていただいていますので、活用していただければありがたいと思います。

(穂迫委員) 小中学校では、外部機関とのつなぎ役として、スクールソーシャルワーカーが市内に5～6人います。スクールソーシャルワーカーに相談すると、行政サービスと繋いだり、時にはスクールソーシャルワーカーが家に訪問し、様子を教えてくれることもあります。また、各学校に常駐ではありませんが、スクールカウンセラーがいて、保護者や本人と相談することができます。相談者の希望によっては学校に内緒でも行うこともできますし、学校と共有して一緒にやってみようということもできます。その他、子どもに対しては、小学校ですがこころの相談員が週に2回来ていただき、お話をして学校と離れないような仕組みもあります。その他にも、春日井市の教育研究所に発達障がいや不登校の相談の場である「あすなろ相談」、不登校の子が学校には行けないが別の場所であれ

ば勉強することができる子のための勉強の場である「あすなる教室」などがあり紹介しています。小学校に相談していただけるといろいろな策がでてくると思いますので、ぜひ小学校に相談していただければいいのかなと思います。この事例については、学校にも原因があるかもしれません、今までの生育歴がすごく大きな原因になっているのではないかと思います。中学生の場合、最悪、両親が危害を加えられる、また両親が子どもに危害を加えるといったような可能性がありますので、じっくり原因を突き止めて、そのケアをしていく必要があると感じました。

(向会長)引き続き、基幹相談支援センターしゃきょうの報告についての協議に入ります。

(事務局 基幹相談支援センターしゃきょう 板津相談員) 資料3に基づき報告

(向会長) 田代委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。資料2について「福祉サービスの支給・供給量は年々増加しているかと思いますが計画相談の導入によって、例えばどのような潜在的なニーズが聞かれたのか聞いてみたい。加えてどんなサービス利用が増えたのか。」というご意見・ご質問ですが、基幹相談支援センターしゃきょうから回答をお願いします。

(基幹相談支援センターしゃきょう 望月相談員) 体感的に増えてきたと思うのは、居宅介護及び移動支援の利用です。それ以外でも、相談員がアセスメントを丁寧にとればとるほど本人の潜在的なニーズの掘り起こしはできます。その中であるものについては紹介や繋げることはできますが、不足しているサービス、特に居宅介護と移動支援に関しましては、事業所もできては消えてしまったりとか、縮小してしまったりといった形でなかなか担い手が少ないです。その上、さらに医療的ケアがある方は受けにくい、精神障がいの方は支援したことがないから受けられないなど、障がい種別で限定される部分があり、今後計画相談支援が増えたとき、それを支える資源が本当にあるのかどうか非常に不安であるということで、あげさせていただきました。

(田代委員) 計画相談支援が導入されて、より聞いていくことで具体化され、気づいていなかったニーズが掘り起こされたことはいいことですが、望月相談員がおっしゃられる通り、ヘルパー不足は自立支援協議会が始まってからずっと取り組んでいる課題です。今後、相談支援連携部会の中で計画相談支援からこういうものが見えてきている、こういうものが足りないというのは、報告していただきたいと思います。

(向会長) いろいろな分野から資源が足りるのかというご心配の声がありましたが、今後その部分についても検討していただきたいと思います。

◆議題2「連絡会及び部会の報告について」

- ・障がい者生活支援センター連絡会の報告

(春日苑障がい者生活支援センター 本多相談員) 資料4に基づき報告

- ・当事者団体連絡会の報告

(菅井委員) 資料5に基づき報告

- ・相談支援連携部会の報告

(基幹相談支援センターしゃきょう 望月相談員) 資料6に基づき報告

- ・運営会議の報告

(事務局 鈴木主査) 資料7、資料8に基づき報告

(河野委員) 相談支援連携部会は、計画相談支援を実施している事業所が集まっている場であり、実際に計画相談支援を実施していてサービスが必要だがサービス提供できない事例や支給決定に至らなかった事例がよせられると思います。基幹相談支援センターの報告の中で、サービスが不足していくものと予測的なご意見があったと思いますが、そういうご意見は計画相談支援を担当する相談支援連携部会から具体的にあがると、自立支援協議会として検討しやすいと思います。

(向会長) 相談支援連携部会からも地域課題に繋がりそうな情報を報告してほしいというご意見だったと思いますので、運営会議で検討していきたいと思います。それぞれ、いただいたご意見を参考に、各部会、連絡会と取り組んでいただきたいと思います。

◆議題3「その他」

- ・障がい者虐待の通報・届出状況について

(事務局 基幹相談支援センターしゃきょう 五明管理者) 資料9に基づき報告

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

令和2年4月3日

会 長 向 文 緒

職務代理者 水 野 幸 樹